

確定測量業務共通仕様書

令和7年10月1日適用

長野県農政部

確定測量業務共通仕様書 目次

第1条 適用	- 2 -
第2条 作業実施	- 2 -
第3条 用語の定義	- 2 -
第4条 受発注者の責務	- 4 -
第5条 業務の着手	- 5 -
第6条 設計図書の支給及び点検	- 5 -
第7条 監督員	- 5 -
第8条 主任技術者・現場代理人	- 5 -
第9条 担当技術者	- 6 -
第10条 提出書類	- 6 -
第11条 打合せ等	- 6 -
第12条 業務計画書	- 7 -
第13条 業務実績データの作成及び登録	- 7 -
第14条 資料の貸与及び返却	- 8 -
第15条 関係官公庁への手続き等	- 8 -
第16条 地元関係者との交渉等	- 8 -
第17条 土地への立入り等	- 9 -
第18条 成果等の点検	- 9 -
第19条 成果物の提出	- 9 -
第20条 関連法令及び条例の遵守	- 10 -
第21条 検査	- 10 -
第22条 修補	- 10 -
第23条 担保責任	- 10 -
第24条 条件変更等	- 11 -
第25条 契約変更	- 11 -
第26条 履行期間の変更	- 11 -
第27条 一時中止	- 11 -
第28条 発注者の賠償責任	- 12 -
第29条 受注者の賠償責任	- 12 -
第30条 部分使用	- 12 -
第31条 再委託	- 12 -
第32条 成果物の使用等	- 13 -
第33条 守秘義務	- 13 -
第34条 個人情報への取扱い	- 14 -
第35条 安全等の確保	- 14 -
第36条 臨機の措置	- 15 -

第 37 条 履行報告	- 15 -
第 38 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	- 15 -
第 39 条 行政情報流出防止対策の強化	- 15 -
第 40 条 4B 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	- 16 -
第 41 条 保険加入の義務	- 16 -
第 42 条 環境負荷低減への取組	- 16 -

確定測量業務共通仕様書

第1条 適用

- 1 確定測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、長野県が発注する換地を伴う農業農村整備事業の確定測量業務（以下「測量業務」という。）を実施する場合、建設工事に係る測量・調査等業務の委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特別仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は、監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 成果品において使用する計量単位系は国際単位系（S I）を使用するものとする。

第2条 作業実施

測量業務は、「長野県土地改良事業測量作業規程」※1（以下「規程」という。）並びに「換地を伴う土地改良事業の確定測量の実施について」（平成10年3月31日10構改B第210号構造改局長通知、令和3年3月23日付け2農振第3618号農村振興局長通知 一部改正）により実施するものとする。

※1 「長野県土地改良事業測量作業規程」（変更承認年月日令和7年8月20日付け承認番号 国国地第86号）

第3条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「発注者」とは、長野県事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の規定に基づき予算執行の権限を有する者（専決する者も含む）をいう。
- (2)「受注者」とは、測量業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3)「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は主任技術者・現場代理人に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
- (4)「検査員」とは、測量業務等の完了の検査に当たって、契約書第32条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
- (5)「主任技術者」とは、現場における測量作業の技術上の管理をつかさどる者で受注者が定めた者をいう。
- (6)「現場代理人」とは、契約の履行に際し測量作業の管理及び統括をつかさどる者で、

受注者が定めた者をいう。

- (7)「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者の定めた者をいう。ただし、測量業務等における「担当技術者」は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
- (8)「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (9)「契約書」とは、長野県財務規則第 140 号に基づいて作成された業務委託契約書をいう。
- (10)「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (11)「仕様書」とは、共通仕様書及び特別仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む）を総称していう。
- (12)「共通仕様書」とは、測量業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (13)「特別仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (14)「数量総括表」とは、測量業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
- (15)「現場説明書」とは、測量業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該測量業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
- (16)「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (17)「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (18)「指示」とは、監督員が受注者に対し、測量業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (19)「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。
- (20)「通知」とは、発注者又は監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者又は監督員に対し、測量業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (21)「報告」とは、受注者が監督員に対し、測量業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (22)「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- (23)「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た測量業務等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (24)「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (25)「回答」とは、質問に対して、書面をもって答えることをいう。
- (26)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

- (27)「提出」とは、受注者が監督員に対し、測量業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (28)「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。
- ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
- (29)「成果物」とは受注者が契約図書に基づき履行した測量業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
- (30)「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務等の完了を確認することをいう。
- (31)「打合せ」とは、測量業務等を適正かつ円滑に実施するために主任技術者・現場代理人と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (32)「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (33)「使用人等」とは、協力者又はその代理人、もしくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- (34)「協力者」とは、受注者が測量業務等の遂行に当たって、再契約する者をいう。
- (35)「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- (36)「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
- (37)「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
- (38)「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。納品にあたっては、「電子納品に係る実施要領」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理システムへ、オンラインにて納品を行うものとする。なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
- (39)「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
- なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。

第4条 受発注者の責務

受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業

務の履行に努めなければならない。

第5条 業務の着手

受注者は、特別仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下 「休日等」という。））を除く）以内に測量業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者・現場代理人が測量業務等の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

第6条 設計図書の支給及び点検

- 1 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めた場合には、受注者に対し、図面又は詳細図面等は無償で貸与又は追加支給するものとする。

第7条 監督員

- 1 発注者は、測量業務等における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。
- 4 監督員は、その権限を行使する場合には、書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その口頭による指示等に従うものとする。なお監督員は、その口頭による指示等を行った後、7 日以内に書面で受注者に指示するものとする。

第8条 主任技術者・現場代理人

- 1 受注者は、測量業務等における主任技術者及び現場代理人を定め、発注者に通知しなければならない。
- 2 主任技術者は、契約図書等に基づき、測量業務に関する技術上の管理を行う者とする。
- 3 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 4 主任技術者は、監督員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 5 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、

介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

- 6 現場代理人は、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。（以下「使用人等」という。））の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 7 現場代理人は、屋外における測量業務等に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者が行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、測量業務等が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

第9条 担当技術者

- 1 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合には、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。なお、主任技術者と兼務することはできない。なお、担当技術者が複数にわたる場合は適切な人数とし、3名までとする。
- 2 測量業務における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない
- 3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第10条 提出書類

- 1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を、監督員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類は除く。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、それに従わなければならない。

第11条 打合せ等

- 1 測量業務等を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者・現場代理人と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。
- 2 主任技術者・現場代理人と監督員は、測量業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 主任技術者・現場代理人は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。
- 4 受注者は、電子納品及び情報共有に係る事項に関して、着手時及び検査・納品前に協

議を行うものとする。

5 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。

6 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第12条 業務計画書

1 受注者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1)業務場所

(2)業務内容及び方法

(3)業務工程

(4)業務組織計画

(5)打合せ計画

(6)成果物の品質を確保するための計画

(7)成果物の内容、部数

(8)使用する主な図書及び基準

(9)連絡体制（緊急時含む）

(10)使用機械の種類、名称及び性能

(11)その他

(2)業務内容及び(11)その他には、第 34 条「個人情報の取扱い」、第 35 条「安全等の確保」及び第 39 条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4 受注者は、監督員が指示した事項については、さらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第13条 業務実績データの作成及び登録

受注者は、契約時又は変更時において、委託料が 100 万円以上の業務について、（一財）日本建設情報総合センター（以下「J A C I C」）が実施している業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15 日（土曜日、日曜日、祝日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（土曜日、日曜日、祝日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（土曜日、日曜日、祝日等を除く）以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。なお、登録できる技術者は、業

務計画書に示した技術者とする。(担当技術者の登録は3名までとする)。

また発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、完了時の間が、15日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第14条 資料の貸与及び返却

- 1 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
- 2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、ただちに監督員に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

第15条 関係官公庁への手続き等

- 1 受注者は、測量業務等の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。
- 2 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。
- 3 受注者は、測量法第十四条(実施の公示)、第二十一条(永久標識及び一時標識に関する通知)、第二十三条(永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄)、第三十七条(公共測量の表示等)、第四十条(測量成果の提出)等の届出に必要な資料を作成し監督員に提出しなければならない。また、規定第15条に基づく測量成果の検定を行う。

第16条 地元関係者との交渉等

- 1 契約書12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、受注者は、監督員の指示がある場合には、これに協力しなければならない。これらの交渉に当たり受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、測量業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、測量業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立ち会うとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、監督員の指示に基づいて変更するものとする。
なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第17条 土地への立入り等

- 1 受注者は、屋外で行う測量業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第 13 条の定めに従って監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。
なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
- 2 受注者は、測量業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者又は占有者の許可は発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受注者は、これに協力しなければならない。
- 3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示すほかは監督員と協議により定めるものとする。
- 4 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。
なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第18条 成果等の点検

受注者は、観測、計算簿等の点検した箇所には、赤色の検付を付し、点検者の氏名及び点検年月日を記入するものとする。

第19条 成果物の提出

- 1 成果物は、「換地を伴う土地改良事業の確定測量の実施について」の別紙 1 「確定測量作業要領」第 58 条に定めるもののほか、監督員が指示するものを提出するものとする。

なお、監督員と協議した場合は、観測数値データ（観測データファイル、解析結果ファイル、平均計算データファイル）を電子記録媒体により提出ができる。また、観測数値データ以外の成果を電子記録媒体にファイルする場合は、その記録様式の説明書及び記録様式を示す出力様式の一部を添付するものとする。

- 2 成果物はすべて発注者側の所有とし、発注者側の承諾を得ないでほかに公表、貸与及び使用してはならない。

第20条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、測量業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第21条 検査

- 1 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督員に提出していなければならない。
- 2 発注者は、測量業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。
- 3 検査職員は、監督員及び主任技術者の立会の上、「換地を伴う土地改良事業の確定測量の実施について」の別紙 3「確定測量工程管理及び検査要領」に基づいて行うものとする。この場合、「検査職員」は「検査員」と、「監督者」は「監督員」と、それぞれ読み替えるものとする。また、必要により現地検査を行う。

第22条 修補

- 1 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 修補は、修補処理規程（平成 15 年 4 月 1 日 15 会検第 1 号〔最終改正 令和元年 12 月 19 日元契検第 95 号〕）に基づき処理する。

検査職員は、検査の結果、当該工事を適切と認められないときは、合否判定を保留し、検査結果検討会議に諮り、その結果を発注機関の長に通知する。

発注機関の長は、受注者に修補を指示する。
- 3 指示された期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は契約書第 32 条第 2 項の規程に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第23条 担保責任

受注者は、成果物を引渡しした後においても国土調査法第 19 条第 5 項による国土調査の成果の認証に準ずる指定及び換地処分が終了するまでの間、現地と成果品の不一致並びに技術的に不適当な測量、その他明らかに受注者の瑕疵と判断される事項につい

ては、正当な成果物と認められるまで訂正・再測量等を実施しなければならない。

第24条 条件変更等

- 1 契約書第 18 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 30 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合の他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
- 2 監督員が受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第25条 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務等の委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 測量業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、測量業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第 31 条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第 24 条の規定に基づき、監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 測量業務等の一時中止を伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第26条 履行期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して測量業務等の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受注者は、契約書第 23 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更業務工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4 契約書第 24 条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第27条 一時中止

- 1 発注者は、契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に通知し、必要と認める期間、測量業務等の全部又は一部を中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による測量業務等の中断については、第 35 条 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、測量業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により測量業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により測量業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者又はその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、測量業務等の全部又は一部を一時中止することができるものとする。
- 3 前 2 項の場合において、受注者は測量業務等の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

第28条 発注者の賠償責任

- 1 発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。
 - (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
 - (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第29条 受注者の賠償責任

- 1 受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。
 - (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
 - (2) 契約書第 41 条に規定するかし責任に係る損害が生じた場合
 - (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第30条 部分使用

- 1 発注者は、次の事項に掲げる場合には、契約書第 34 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途換地業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を発注者に提出しなければならない。

第31条 再委託

契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- 1 測量業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
- 2 契受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料整理、模型作成、速記録の作成、アンケート票の配付、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特別仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、測量業務等を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し測量業務等の実施について適切な指導、管理のもとに測量業務等を実施しなければならない。

なお、協力者が、長野県建設工事入札参加資格者もしくは測量・調査・設計コンサルタント入札参加資格者である場合は、入札参加停止期間中に再委託してはならない。

第32条 成果物の使用等

- 1 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第33条 守秘義務

- 1 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、成果物の発表に際しての守秘義務について、第30条第1項の承諾を受けた場合には、この限りではない。
- 2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を1-1-13に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- 6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）につ

いて、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第34条 個人情報の取扱い

受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、契約書の別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第35条 安全等の確保

- 1 受注者は、屋外で行う測量業務等に際しては、測量業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保の為、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、特別仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務等実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1)屋外で行う測量業務等に伴い伐採した立木等を処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - (2)受注者は、喫煙の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3)受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (4)受注者は、測量業務現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。
- 6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止に必要な措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う測量業務等実施中に事故等が発生した場合には、直ちに監督員

に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第36条 臨機の措置

- 1 受注者は、火災防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。
また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。
- 2 監督員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第37条 履行報告

受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督員に提出しなければならない。

第38条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- 1 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、事前に監督員と協議するものとする。
- 2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。

第39条 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第 12 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこ

と。
(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、1-1-13 で示す業務計画書に記載するものとする。

2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

1 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第40条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする

2 1により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。

3 1及び2の行為を怠ったことが確認された場合は、入札参加停止等の措置を講じることがある。

4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第41条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第42条 環境負荷低減への取組

受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。

- 1 オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）
- 2 プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用
- 3 環境負荷低減に配慮したものの調達
- 4 生物多様性に配慮した事業実施
- 5 みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施